

〔論 文〕

アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における 非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

岡 根 好 彦

目 次

- I はじめに
- II 非自発的公的人物の存在と位置づけ
 - 1. 連邦最高裁判決
 - 2. 下級審判決
- III 非自発的公的人物の判断方法
 - 1. 公人の関係者
 - 2. 「自発性」とリスクの自発的引受け
 - 3. 「自発性」の除外
- IV 非自発的公的人物とインターネット
- V おわりに

I はじめに

インターネットという表現媒体は組織的、経済的基盤を持たない者たちに多くの表現発信の機会を与えている。しかしながら、表現発信の機会が増加すれば、それらの表現によって権利侵害を受ける者も増加することになる。最近では、Twitter等のSNSを通じて表現発信している者が誹謗中傷を受けるケースが注目されている。このような場合、誹謗中傷を受けた者は名誉毀損等の人格権侵害を理由に刑法230条や民法709条に基づく法的責任を追及することが予想される。もっとも、名誉毀損に関しては、被害者の人格権保護だけでなく、発信者の表現の自由にも配慮する必要がある。そのため、刑法230条の2第1項では「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」と規定され、人格権と表現の

自由とのバランスが図られている。最高裁においても、刑事責任・民事責任ともに、当該名誉毀損的表現の内容が真実であることが証明されなくても、その事実を真実であると誤信し、その誤信につき相当の理由が被告側から証明されたときには法的責任が生じないことが判示されている。かかる基準のもと、インターネット上の誹謗中傷につき特に問題となるのは、当該表現内容が「公共の利害に関する事実」に該当するかの判断にあたり、わが国の名誉毀損訴訟では被害者が「公人」（公職者および公的人物）に該当するか否かが少なからず加味されていることである。刑法230条の2第3項では公職者に関係する事実が免責対象になっている。また、いわゆる月刊ペン事件において、最高裁は、巨大宗教組織の会長の女性関係にまつわる私的行動にも言及した雑誌記事に関する名誉毀損責任の有無につき、「私人の私生活上の行状であつても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによつては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法二三〇条の二第一項にいう「公共ノ利害ニ関スル事実」にあたる場合があると解すべきである」と述べており、名誉毀損訴訟の原告が公職者に該当しない私人であっても、社会的影響力のある公的人物であれば、「公共の利害に関する事実」に該当しうるとの考えが示されている¹⁾。そうだとすれば、インターネットの個人利用者も、インターネットを利用し社会に向けて何らかのコメントを発信していたのであれば、その者に対する誹謗中傷も「公人」に対する表現として「公共の利

害に関する事実」に該当することになり、その法的責任を追及することが困難になる。なお、わが国の名誉毀損訴訟においていかなる場合に原告が「公人」に該当することになるのかに関しては、板倉陽一郎によると、裁判例では明らかにされておらず、「『公人』とは『公人性』を備えた私人である」ところ、「公人性の定義は帰納的に、『私人が公共の利害に関する行動を行い、或いは公益に関する立場に付いた場合に備える特徴』とすることができる」にすぎないという²⁾。しかし、いずれにせよ、従来「公人」として扱われてこなかった一般私人も、インターネットを利用していたことで、名誉毀損責任の追及が困難になるおそれがある。そのような可能性を広く認めることはインターネット利用者の人格権保護に欠け、インターネットという表現媒体の利用を萎縮させることにもつながりうる。それゆえ、インターネット上の名誉毀損表現に関する法的責任の有無、ひいては人格権と表現の自由との適切なバランスを考えるにあたっては、「公人」とはより具体的にいかなる要件を備えた人物として定義づけられるのか、その「公人」にインターネット利用者が該当しうるのかを明らかにすることが不可欠といえる。

かかる問題については、板倉が指摘しているように、わが国の裁判例等では明らかにされていない状況にある。しかし一方で、表現の自由に関するわが国の議論に多大な影響を与えているアメリカ合衆国においては、少なくとも「公人」の要件に関する議論については以前から学説等で検討が試みられている。同国では、名誉毀損訴訟の原告が「公人」である場合、原告側は被告側の「現実的悪意 (actual malice)」つまり当該表現が「虚偽であることを知っているか、あるいは虚偽か否かを無謀にも無視してなされたこと」を立証しなければならないとの法理が確立しており、わが国よりも原告の地位が明確な要件になっているからである。したがって、本稿では、「公人」の要件に関する米国での議論の分析を通じて、インターネット利用者が「公人」に該当するか否かについて検討したい。

なお、同国の「公人」の一部である公的人物に関しては、「社会の中で特別に目立つ役割や説得力と影響力のある地位に就いてあらゆる意味で公的人物」といえる「全面的公的人物 (all purpose public figure)」、 「特定の公的論争 (public controversy) に自発的に参加したり、引き込まれたりすることで、限られた範囲の問題についての公的人物」となる「限定的公的人物 (limited purpose public figure)」に分類される。そして、限定的公的人物について、公的論争に自発的に参加した者は「自発的公的人物 (voluntary public figure)」、引き込まれた者は「非自発的公的人物 (involuntary public figure)」に該当する³⁾。インターネット利用者が名誉毀損の被害者となる場合、利用者が非自発的公的人物に該当しうるのかが問題になると思われる。すなわち、インターネット上では多種多様なトピックや情報とそれらについての意見を世界中の利用者に向けて発信する機会が無数に設けられているため、インターネット利用者が、インターネット上での軽はずみな発言によって、公的論争へ自発的に関与する意図がなかったにもかかわらず、公的人物に該当してしまう可能性がある。あるいは、公立学校や警察などの雇用主の多くは従業員に関する情報をインターネット上に掲載しているため、その従業員についても、仕事の一環として露出していると認識されてしまうことで、同様の可能性が生じうる。その結果、これらの者たちについては、現実的悪意の立証が求められることで名誉毀損責任の追及が困難になり、人格権保護に欠けることになって、ひいてはインターネット利用が全体的に萎縮することにもつながってしまう⁴⁾。かかる問題は被害者が「公人」に該当するか否かが少なからず加味されているわが国の名誉毀損訴訟においても同様に生じうる。そこで、本稿では、「公人」の中でも特に非自発的公的人物、より具体的にはいかなる場合に非自発的公的人物に該当しうるのかに注目し、裁判例や学説を通じて非自発的公的人物の要件を明らかにする。そのうえで、インターネット利用者

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

が非自発的公的人物に該当しうるのかについて考察する。

II 非自発的公的人物の存在と位置づけ

1. 連邦最高裁判決

アメリカ合衆国の裁判所では、名誉毀損訴訟における原告が公人（「公職者 (public official) 」および「公的人物 (public figure) 」）である場合、原告側が被告側の「現実的悪意 (actual malice) 」つまり当該表現が「虚偽であることを知っているか、あるいは虚偽か否かを無謀にも無視してなされたこと」を立証しなければ損害賠償を請求できないという判断基準が確立している。かかる基準は1974年の *Gertz v. Robert Welch, Inc.* 事件の連邦最高裁判決において明らかにされたところ、同判決では公的人物の中に非自発的公的人物というカテゴリーの存在が示唆されている。同事件では、殺人事件で有罪になった警察官に対して被害者家族が民事訴訟を提起した際に被害者家族側の代理人を務めた弁護士に関して、被告出版社が自社の雑誌の中で当該弁護士が共産主義者であり、当該殺人事件は共産主義者による宣伝活動である等の記事を掲載したことから、名誉毀損の有無が争われた。なお、原告弁護士は、民事訴訟の弁護士として、被害者の死に関する検死官の審問に出席し、また損害賠償請求訴訟の提起に関わっていたものの、加害者警察官について報道陣に話したことも刑事訴訟に関与したこともなく、原告が共産主義者であるとの根拠も示されていなかった⁵⁾。パウエル裁判官による法廷意見では、公職者や公的人物は①効果的なコミュニケーション・チャンネルへのアクセス可能性が高く、名誉毀損の表現に対抗する現実的機会を有していること、②自ら望んで公務に就いた者、社会的に卓越した役割を担っている者、特定の公的論争に自発的に最前線に立つ者は公衆の厳密な審査を受けるリスクと向き合わなければならないことを根拠に、これらの者に対して現実的悪意の基準が適用されることが確認され

ている⁶⁾。そして、公的人物について、理論的には何の意図もなく公的人物になることは可能かもしれないが、真に非自発的な公的人物は極めて稀であり、多くの場合、社会の中で特別に目立つ役割や説得力と影響力のある地位に就いてあらゆる意味で公的人物とみなされているか、特定の公的論争の最前線に身を投じているとして、非自発的公的人物、全面的公的人物、限定的公的人物の存在が示唆されている⁷⁾。もっとも、非自発的公的人物については全面的公的人物や限定的公的人物から独立したカテゴリーというよりは、限定的公的人物の1つのカテゴリーであることが、本件の原告が公的人物に該当するかの検討において示されている。すなわち、本件の原告が公的人物に該当するかについては、個人が広範な名声や悪評を得てすべての目的とすべての文脈で公的人物になるか、より一般的には個人が自発的に特定の公的論争に参加したり引き込まれたりすることで限られた範囲の問題についての公的人物になるかが問題になるところ、原告は、地元の市民団体等で役員を務め、法的な分野に関する書籍などをいくつか出版しており一部の業界では知られた存在であったが、地域社会で一般的な名声や悪名を獲得していたわけではない。さらに、原告は自身のクライアントの代理に関連した参加のみであり、刑事訴訟・民事訴訟いずれについてもマスコミと議論を交わしたこともなかったため、公的論争に自らを押し込むことも大衆の注意を引くこともなかったため、公的人物として認められないとの判断が下されている⁸⁾。

非自発的公的人物の存在や位置づけは *Gertz* 判決で明らかにされることになったが、その後の連邦最高裁判決で非自発的公的人物につき言及されることはなく、1979年の *Wolston v. Reader's Digest Ass'n* 事件判決で論争に引き込まれたかにつきわずかに言及されただけである⁹⁾。同事件では、被告が出版したソビエト連邦のスパイ組織に関する書籍において原告の名が記載されていたことが名誉毀損に該当するか争われた。原告は、叔父と叔母がスパイ容疑で

逮捕された際に連邦地裁から調査のために召喚されたところ、精神薄弱を理由に拒否したことから法廷侮辱罪 (criminal contempt of court) で有罪となり、そのことについて報道されたことがあったが、以後はスパイ行為で起訴されたことはなかった¹⁰⁾。レンキスト裁判官による法廷意見では、Gert判決も引用されながら公的人物につき全面的公的人物と自発的公的人物の2つのカテゴリーがあると述べられており、非自発的公的人物への言及がなされていない¹¹⁾。そして、限定的公的人物に該当するかに関して、名誉毀損を想起する特定の論争内での個人の参加の性質や範囲に焦点を当てるべきとしたGertz判決が強調され、原告は調査によって不本意ながら当該論争に引きずり込まれたといったほうが正確であり、原告が報道されるのを知りながら法廷の前に姿を現さないことを自発的に選択してメディアの注目を集めたという事実も公的人物の問題を決定づけるものではない。原告はソ連のスパイの調査に関する公的論争で報道機関と話し合ったことはなく、その関与は侮辱罪から身を守るための必要なものに限定されており、当該論争においてわずかな役割しか果たしていないとの見解が示されており、限定的公的人物については自発性が必要であるとの立場が強調されている¹²⁾。また、原告が法廷侮辱罪の判決を受けたことは疑いもなく「報道価値がある」けれども、私人が世間の注目を集める問題に関与したり関連したりするだけで自動的に公的人物に変身するわけではなく、かかる事実がメディアの注意を引いたというだけで公的人物と結論づけられることはないと判断されている¹³⁾。

2. 下級審判決

連邦最高裁とは異なり、下級審裁判所においては非自発的公的人物につき言及する判決が少なからずみられる。それらの判決の多くは、Gertz判決と同様に、全面的公的人物や限定的公的人物から独立したカテゴリーとしてというよりは、限定的公的人物の中の1つのカテゴ

リーとして非自発的公的人物を位置づけている¹⁴⁾。

1985年のDameron v. Washington Magazine, Inc.事件の連邦控訴裁判決では下級審裁判所のこのような考え方が顕著に示されている。同事件では、ある航空機の墜落事故に関して、航空管制官であった原告に責任の一端があるとの記事につき名誉毀損の有無が争われた¹⁵⁾。ミクヴァ裁判官による法廷意見では、まず原告が限定的公的人物に該当するかについて、Waldbaum v. Fairchild Publications, Inc.事件連邦控訴裁判決で示された判断基準、つまりは①公的論争が存在するか、②公的論争において原告が十分に中心的な役割を果たしたか、③当該名誉毀損的表現が公的論争における原告の役割と関連しているかという3要件テストのもと、一般的な航空安全に対する管制官の責任、特に当該航空機の墜落事故の問題においては原告がいずれの要件も充たすことに疑う余地はないとの考えが示されている¹⁶⁾。もっとも、②の要件に関しては、公的論争に巻き込まれる原因となった原告の自発的な行動を調査することが中心であるため、本件のような潜在的に非自発的な限定的公的人物の可能性に対応するためには明らかに多少修正しなければならない。したがって、原告が当該論争に比較的受動的に関与していたことが公的人物として認定するのに十分であるかどうかを問わなければならない。この点に関し、本件の原告は報道記事によって自分の意思ではなく事故の原因をめぐる論争に巻き込まれたことで、当該記事では実名等が示されていなかったにもかかわらず特定されることができたほど、この非常に限定された関係において公衆によく知られる存在になっている。また、原告は、離婚などプライベートな出来事ではなく政府の一部門であるFAAが運営するプログラムの管理が特に問題になっていた論争において、政府機関の公開調査における公聴会に出席し、墜落事故における自分の役割について何時間も証言していたため、原告は航空会社の事故で多くの人命が失われたことをめぐる論

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

争の中心にいたと考えられる。よって、原告は航空機の墜落事故の議論という非常に限定された目的における非自発的な公的人物として、Gertz判決が述べた「極めて稀な」ケースに該当するとの判断が下されている¹⁷⁾。

Dameron 判決では航空機の墜落事故という特定の公的論争において中心人物であったことを理由に限定的公的人物の中の非自発的な人物に該当すると判断されているところ、かかる論法は2001年のAtlanta Journal-Constitution v. Jewel事件の州控訴裁判決でもみられる。同事件では、アトランタにあるオリンピック公園での1996年の爆破事件について、爆弾を発見し、付近にいた人々を避難させた警備員が、その後FBIの捜査を受けた際に、容疑者であるとメディアで報じられたため、名誉毀損の有無などが問題になった。なお、原告自身は捜査の結果、事件への関与が否定されるに至った¹⁸⁾。ジョンソン裁判長による法廷意見では、客観的にみれば、爆破事件後の数日間に多数のメディアに出演したことで、原告は公園の警備に対する一般の人々の認識を改善しようとしたことが明らかであるし、インタビューに応じる義務はないとメディアが伝えたにもかかわらず、自発的にメディアに出演したことなどを理由に限定的公的人物であるとの判断が下されている¹⁹⁾。そのうえで、仮に裁判所が自発的な限定的公的人物に該当するかの判断を誤ったとしても、原告が少なくとも非自発的な限定的公的人物であることを示す明確かつ説得力のある証拠が記録には含まれているとの考えが示されている。すなわち、Dameron事件の原告と同様、原告はオリンピック公園爆破事件以前は世間に知られていなかった一般市民であり、偶然に爆破事件時に勤務していた警備員として、偶然に爆弾を発見し、偶然に爆弾があった場所から一般市民を避難させる作業に携わったにすぎず、同事件をめぐる出来事の中で自分の行動によって得た名声を利用しようとしたこともなく、爆破事件とその後の捜査以外においては何の名声も得ていなかった。しかし、オリンピック公園の安全性

をめぐる論争において、おそらく無意識であったとはいえ、原告はその後の論争に巻き込まれ、そのごく限られたつながりの中で世間に知られるようになり、好むと好まざるとにかかわらず、かかる論争の中心人物となったのであると述べられている²⁰⁾。

特定の公的論争との関わりに基づき、限定的公的人物の中の非自発的人物であるか言及する判決としては、1995年のBay View Packing Co. v. Taff事件の州控訴裁判決がより顕著である。同事件では、市営水道の寄生虫汚染に関するニュース番組において、同水道を未処理で使用してソーセージ等を加工していた原告企業が、政府から勧告を受けたにもかかわらず、自社製品を自主回収せず、水道の未処理での使用も継続していたと報じられたことから、名誉毀損の有無が問題になった²¹⁾。サリバン裁判官による法廷意見では、原告が限定的公的人物に該当するかに関して、①問題となっている論争の分離、②論争における原告の役割が些細なものではないか、または脱線したものではないかの判断、③主張されている名誉毀損的表現が論争への原告の参加に関連しているかの判断という基準で判断すべきことが確認されている。そのうえで、②について、本件での論争は市営水道の寄生虫汚染という大枠の問題の中での未処理の水を使用した製品の製造・流通という「小論争(subcontroversy)」であるところ、かかる論争において原告企業は食品の加工等を継続していたことを世間に発表せず、政府から指示されるまで自主回収もおこなわなかったことから、「消極的な(reluctant)」参加者であることは立証されている。しかし、「関係する問題の解決に影響を与えるために、特定の公共の論争の最前線に身を投じた」という限定的公的人物の判断要素は唯一の要素ではなく、「人はその同意や意思なしに公的論争に...関与することができる」。原告のこれらの自発的な不作為は、政府の勧告等に従わなかったことで、「必然的に公的論争の渦中に(自身を)巻き込んだ」ことが立証されている。したがって、原告は汚染された食

品の流通可能性をめぐる狭い公的論争において非自発的な限定的公的人物であるという「非常に稀な」状態に当てはまるとの判断が下されている²²⁾。

Ⅲ 非自発的公的人物の判断方法

以上のように、Gertz判決も下級審判決も非自発的公的人物を限定的公的人物の1つのカテゴリーとして位置づけているが、そのように位置づけた場合、特定の公的論争に自発的に参加した自発的公的人物や私人との線引きがどのように設けられるのかが問題になる。そこで次に、非自発的公的人物の判断方法につきほかの裁判例も概観しつつ考えていきたい。

1. 公人の関係者

非自発的公的人物に該当するかどうかの判断方法については、下級審判決でさまざまに示されており、いまだ混乱している状況にある。それらの判断方法の中では、原告が公人の親族等の関係者であるか否かで判断するアプローチが非自発的公的人物に関する下級審判決の多くで用いられている²³⁾。たとえば、1976年のCarson v. Allied News Co.事件の連邦地裁判決が挙げられる。同事件では、テレビ業界のエンターテイナーとして国内外で有名であったジョニー・カーソンが不倫関係の恋人ジョアンナ・ホランド(本件訴訟提起後にカーソンと結婚)の近くで生活するために拠点を移すなどの記事がタブロイド紙に掲載されたため、カーソンらに対する名誉毀損の有無が問題になった²⁴⁾。スプレッシャー裁判官による法廷意見では、原告カーソンは「エンターテイナーとして、主にテレビ業界で生計を立て」、「国際的にも米国内でも優れた知名度と評判を享受してきた」と主張しているため、全面的公的人物である。そして、もう1人の原告ホランドについても、カーソンの元妻などに関する記事において、カーソンのような公的人物の妻は、多かれ少なかれ自動的に、少なくとも一時的に公的人物になると考えるこ

とができるとして、現実的悪意の立証が必要であるとの判断が下されている²⁵⁾。

Carson判決では全面的公的人物の関係者が公的人物に該当すると判断されているところ、1998年のZupnik v. Associated Press, Inc.事件の連邦地裁判決では、限定的公的人物の関係者が非自発的公的人物であると判断されている。同事件では、医療保険の過大請求等で刑事処罰等を受けた医学博士とその妻である原告が同博士の元患者からへの医療過誤を理由に提訴されたことつき、新聞紙の記事において元患者を薬物中毒にさせたなど訴状に記載されていない内容が書かれていたことから、名誉毀損の有無が問題になった²⁶⁾。スクアトリト裁判官による法廷意見では、まず同博士は犯罪行為や業務上の過失に関する数々の疑惑の結果、メディアや世間の強い関心を集めて激しい議論や精査の対象になっており明らかに公的人物であったと判断されている。そのうえで、原告は公的な役割を求めているにもかかわらず、同博士との結婚によって、公的な役割を担うことになり、同博士の名声が波及したことや原告自身が同博士との共謀を理由に告発を受けたことで非自発的公的人物に変貌したとの考えが示されている²⁷⁾。

以上の2つの判決では公的人物の関係者も公的人物に該当すると判断されているが、その根拠や範囲についてはほとんど言及されていない。なぜ、公人の関係者が公的論争に自発的に関与していないにもかかわらず公的人物として扱われるのかあるいはどの程度の関係者が公的人物として扱われるのかについては、2006年のLewis v. NewsChannel 5 Network, L.P.事件の州控訴裁判決が参考になる。同事件では、ナッシュビル都市警察のパトロール部門の長官が、自動車検問において車の中に父親の違法賭博の明細書や散弾銃等を積んでいたところを見つげられた義理の兄である原告を釈放するように圧力をかけたとの報道がなされたため、原告に対する名誉毀損の有無等が問題になった²⁸⁾。州控訴裁のコッホ裁判官による法廷意見は、原告が公的人物であるかどうかについて、

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

Rosenbloom v. Metromedia 事件の連邦最高裁判決におけるブラック裁判官の同意意見を非自発的公的人物に援用するというアプローチを用いて原告が公的人物であるかどうかを判断している²⁹⁾。すなわち、好ましくない宣伝からほかの人々を守るために公務員の行動に対する調査を制限すれば、市民は「おこなわれた公的な行動に関する完全な情報」を奪われることになるため、重要な公的関心事や公務員の行動に関する活発な議論や討論を促進すべく、原告の行為が公務員の行為と一体的かつ意味のある形で関連している場合には非自発的な公的人物とみなすことができる。本件の原告については、原告が名誉毀損であると主張している事実により、長官の腐敗した動機と公務違反の深刻さを国民によく理解させることができたのであるから、単に公人の不適切な行為によって引き起こされた論争に巻き込まれた犠牲者であるかもしれないが、言論・報道の自由の基礎を確保するために非自発的公的人物として扱うべきと判断している³⁰⁾。したがって、同判決に依拠すれば、公人の関係者が非自発的公的人物に該当するのは、①公的論争が国民の表現の自由や知る権利の観点からどの程度重要であるのか、および②当該論争において原告が公人と一体とみなすほどに関係性を有しているかで判断されることになる。公人の関係者であれば誰でも公的人物に該当するとすれば、原告の人格権保護に欠けることになるため、同判決のように該当範囲を限定することは適切であるが、いかなる論争が重要であるかの判断は裁判官に過大な負担を強いると述べた Gertz 判決に照らせば、①よりも②の要件に比重を置いて判断すべきといえよう³¹⁾。

2. 「自発性」とリスクの自発的引受け

いかなる人物が非自発的公的人物であるかにつき一定の判断基準を示した裁判例として、1999年の Wells v. Liddy 事件の連邦控訴裁判決が挙げられる。同事件では、ウォーターゲート事件で逮捕された大統領再選委員会の財政顧問

がラジオ・トークショー等を通じて、同事件を起こした目的は民主党全国委員会 (DNC) で当時秘書として勤めていた原告の机からニクソン大統領の法律顧問に関する不名誉な写真を探し出すことで、原告は同組織を訪れた者に対して売春婦を調達していたと発言したことから、名誉毀損の有無が問題になった。なお、原告はその後州立大学の博士課程に入り、大学教授のキャリアに進むことを計画していた³²⁾。ウィリアムズ裁判官による法廷意見では、ウォーターゲート事件の調査における原告の関与は非自発的であったとの評価がなされている。つまり、原告と FBI の話し合い、大陪審の召喚状に対する回答、上院委員会への出頭は法律によって強制されたものであるし、原告が仮に DNC で雇用されている間に犯罪行為に関与していたとしても、公的論争の中で特別に目立つ役割を担うこととは一致しない。また、DNC での売春活動が暴露され、原告がかかる違法活動に何らかの関係を持っていたかもしれないと示唆されたことは原告が暴露した人物と自発的な交流の結果生じたとの証拠もなく、ウォーターゲート事件に関する論争で目立つ役割を自発的に求めたと結論づけることはできない。さらに、新聞社とのインタビューなど複数のメディアとの接触についても、原告が論争の核心に影響を与えようとしたかどうかの問題になるところ、原告が報道陣の繰り返しの要求に応じて歴史的な事実につき個人的な観察を述べただけで、原告の発言が当該論争の是非に影響を与えているとは解釈できないとして、原告は限定的公的人物には該当しないと判断が下されている³³⁾。そして、原告が非自発的公的人物であるかについては、第一に、原告が重要な公的論争 (a significant public controversy) の中心人物になっていること、および当該名誉毀損表現が公的な問題に関する議論の過程で生じていることが証明されなければならない。「重要な公的論争」とはたとえば地域社会の価値、歴史的な出来事、政府や政治活動、芸術、教育、公共の安全などに関する深刻な問題に触れるものであり、これらの

論争において中心人物といえるためには原告が当該論争に関するメディアの報道の定期的な焦点 (regular focus) になっていなければならない³⁴⁾。第二に、非自発的公的人物に関しては、関連する論争につき自分の意見を発信しようとする必要はないが、名誉毀損的表現が公表されるリスクは引き受けていなければならない、合理的な人がパブリシティが発生する可能性が高いと理解する状況下で、原告が何らかの行動をとったこと、または行動が必要となしに行動をとらなかつたことが証明されなければならない³⁵⁾。なお、ほかにも、論争は当該名誉毀損的表現が公表される前に存在していなければならないこと、原告が当該名誉毀損的表現が公表された時点で公人の地位を保持していなければならないことが要件として挙げられているが、これらは限定的公的人物の要件と同様である³⁶⁾。かかる判断基準のもと、本件原告については、ウォーターゲート事件に関する出版物で原告に言及しているものがほとんど存在せず、メディアの焦点は常にほかの人々の役割に当てられており、報道の中で中心的人物としては扱われていなかったことから、非自発的公的人物には該当しないとの判断が下されている³⁷⁾。

Wells事件判決は、非自発的公的人物を限定的公的人物とは異なるカテゴリーとして位置づけつつも、限定的公的人物と同様に公的論争の存在や原告の公的論争での役割を判断要素に挙げつつ、しかしながら公的論争への自発的直接的な介入という判断要素の代わりに、当該論争において注目あるいは批判されるリスクを引き受けていたと思われるような行為に自発的に及んだといえるかどうかで判断している。「自発性」の判断要素を限定的(自発的)公的人物のそれとは異なる概念として捉えるというアプローチはほかの裁判例でも用いられており、たとえば1986年のDombey v. Phoenix Newspapers事件の州最高裁判決が挙げられる。同事件では、郡の保険代理店に任命された原告について、郡長の利益相反疑惑の関係者であったこと、原告が管理する様々なプログラム

から過剰な手数料を得ていたことなどの記事が新聞紙に掲載されたため、名誉毀損の有無が争われた³⁸⁾。フェルドマン裁判官による法廷意見では、原告は自分自身や自分の意見を公的論争に挿入したわけではなく、新聞記事が問題を世間に知らしめるまで論争もない、定期的かつ継続的なメディアへのアクセスも認められないとして、限定的公的人物に関する一般的な要件を充たしていないことが確認されている³⁹⁾。そのうえで、原告は、確かに公的機関に雇用されていたわけではないが、健康保険や生命保険のために財政などから多額の支出を生じさせるような提言もおこなうなど、大規模な郡の記録上の指定保険代理店等の任命を求め維持しようと努め、その立場から重要で貴重な利益を受けていた。それゆえ、原告は、このような役職に就くことで世間やメディアの注目を浴びることになると予想すべきであり、匿名性の正当な期待を放棄したとして、郡の保険プログラムに関する限定的公的人物におお該当するとの判断が下されている⁴⁰⁾。

しかし、非自発的公的人物についてまで「自発性」を要求すれば、特定の公的論争に自発的に自身を介入させた自発的公的人物との境界を不明瞭にしてしまうおそれがある⁴¹⁾。1984年のMarcone v. Penthouse Int'l Magazine for Men事件の連邦控訴裁判決においてもそのような傾向がみられる。同事件では、麻薬の頒布、所持に関する罪に関して告訴が取り下げられた弁護士につき、被告が出版した雑誌内の麻薬ビジネスへの弁護士の関与に関する記事において、有罪であったとの記述などがみられたために、名誉毀損責任の有無が問題になった⁴²⁾。アダムス裁判官による法廷意見では、原告を公的人物と扱える公平性は、原告が自ら進んで論争の渦中に身を投じることでリスクを引き受けるという概念が生まれるからであるところ、原告の立場や行為自体がコメントや注目を招く可能性がある場合には、原告が直接世間の注目を集めようとしたり望んだりしていなくても、原告はかかる立場等を選択することでそのような注目のリ

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

スクを想定しているとみなされるとの考えが示されている⁴³。そのうえで、本件の原告については、違法薬物の取引の論争に関する麻薬組織と関わりあるギャングの刑事弁護を務め、そのことが地元メディアでも広く報道されており、また、記者会見等を通じて自分自身に注目を集めさせるような行為には従事していなかったものの、かかる組織のメンバーとときどき旅行するなど私的にも接触していることから、原告が引き起こしたメディアの注目度もふまえて、限定的公的人物として扱うのに十分であるとの判断が下されている⁴⁴。

したがって、リスクの自発的引受けという判断方法に関しては自発的公的人物と非自発的公的人物の間の線引きについてのさらなる分析が必要である。この点については1979年のSchultz v. Reader's Digest Ass'n事件の連邦地裁判決が示唆的である。同事件では、裏社会とつながりがあった人物の誘拐と殺人につき原告の関与を示唆する雑誌記事が名誉毀損に該当するのかが問題になった⁴⁵。フリーマン裁判官による法廷意見では、公的人物は名誉毀損のリスクが高まるという事実大きく依存しており、意図せずあるいは無意識のうちに世間の注目を集めるような行為をおこなった人物はある意味で自身の行為のリスクを自発的に引き受けたといえるので非自発的公的人物に分類されるかもしれないが、自分の行動とは関係なく世間の注目を浴びるようになった人物は名誉毀損のリスクが高まることを実質的に想定しているとはいえないため公的人物には該当しない。本件の原告については、唯一の自発的な行動が多かれ少なかれ自身の行為に起因しない知名度に反応しているにすぎないことから、非自発的公的人物には該当しないとの判断が下されている⁴⁶。同判決を参考にすれば、自発的公的人物のリスクの引受けは公的論争において自身の意見を意図して表明したかどうか、非自発的公的人物のリスクの引受けは意見を意図して表明したわけではないが当該公的論争における聴衆やメディアから注目を受ける立場や状況を自発的な行為に

よって引き起こしたといえるかで判断されると解することで、両者の違いを説明することができる。このような線引きについては、スーザン・ジレスが不法行為法上の「リスクの想定」概念を用いてより詳細かつ理論的に説明している。ジレスは、リスクの想定について、原告が公人であるかを識別するためのテストとして使用されるわけではなく現実的悪意の法理を適用するための規範的な正当化として使用され原告の主観的な精神状態に注目しない一次的な想定概念と、公人であるか識別するために自発的かつ意図的な行動の証拠として要求され原告の主観的な精神状態に注目する二次的な想定概念が存在し、公職者・全面的公的人物・非自発的公的人物では前者、自発的公的人物では後者の想定概念が適用されると主張する⁴⁷。「自発性」を1つの根拠として現実的悪意の立証が求められる限定的公的人物でありながら、自発的公的人物とは異なるカテゴリーとして非自発的公的人物を位置づけるのであれば、このような線引きが不可欠になるといえる⁴⁸。

3. 「自発性」の除外

また、裁判例の中には、限定的公的人物の判断要素である「自発性」を非自発的公的人物でどのように捉えるかをそもそも検討せず、同要素を除外してほかの限定的公的人物の判断要素のみで非自発的公的人物に該当するか否かを判断する裁判例も存在する。

たとえば、1988年のWiegel v. Capital Times Co.事件の州控訴裁判決が挙げられる。同事件では、ウイスコンシン州中南部にあるイエローストーン湖流域の汚染について、周辺の農家が農薬や家畜の糞尿、農地の泥をイエローストーン湖や川に流していることが原因であり、彼らによって土壌資源や税金が搾取されているとの記事や社説が日刊紙に掲載され、同地域での最大の土地所有者の1人である原告も挙げられていたこと、名誉毀損の有無が問題になった⁴⁹。エイチ裁判官による法廷意見では、公的論争に「自発的に参加」することは、限定的公

的人物になるための1つの方法にすぎず、焦点は原告側の注目への願望やそのほかの自発的な行為ではなく、公的論争における原告の役割に置かれるべきであるとの考えが示されている⁵⁰⁾。そのうえで、本件については、イエローストーン湖の汚染と水位低下をめぐる出来事は公的論争を構成しているところ、原告の農場はその地域で圧倒的に大きな農場であって、湖の汚染を引き起こすような耕作を止めるための法的措置の対象となっており、また、州や地元の関係者が健全な保全活動をおこなうように説得したのに対し一貫して拒否していたことから、自発的であろうとなかろうと、原告はイエローストーン湖の汚染をめぐる論争の中心人物であって、「些細なこと」や「間接的なこと」の役割をはるかに超えるものであったため、限定的公的人物に該当するとの判断が下されている⁵¹⁾。なお、名誉毀損の疑いに対する反論を目的とした「メディアへのアクセス」を原告が有していたかについても、原告は当該記事のためにインタビューを受け、掲載後も報道機関からの連絡を受け続けており、自分の言い分を公表する機会を得ていたことから、反論するために十分なメディアへのアクセスを持っていたと判断されている⁵²⁾。

また、「自発性」を除いた限定的公的人物の判断基準の中でも特に「メディアへのアクセス」に比重を置いた裁判例として、1998年の *Khawar v. Globe International, Inc.* 事件の州最高裁判決がある。同事件では、ある書籍でロバート・F・ケネディ暗殺の実行犯として扱われ写真も掲載された人物とその父親が当該書籍の著者と出版社、および当該書籍を要約した記事を週刊タブロイド紙に掲載した発行社に対して名誉毀損訴訟を提起した⁵³⁾。ケナード裁判官による法廷意見では、ある人物が非自発的公人物として正確に特徴づけられることがあるとすれば、*Gertz* 判決に依拠すると、公的論争の結果に影響を与えようとして自発的に公衆の注目を集めたことがないにもかかわらず、メディアが公表した中傷的な声明に効果的に対抗するのに

十分なメディアアクセスを可能にするほど、当該論争に関連して公衆の注目を集めた人物であると推測すると述べられている⁵⁴⁾。そのうえで、本件原告については、当該書籍がかなりの売上を記録したり、広く流通している出版物でレビューされたりしたことはなく、どの記者も原告に連絡して当該書籍につきインタビューしたこともなく、原告も書籍の出版を知らないうちままだったことから、当該書籍が出版された結果、原告が大きなメディアアクセスを得たことを示すものは何もない。また、タブロイド紙で書籍が紹介されたことに応じて原告はテレビ局のインタビューを1度受けたことがあるが、そのようなアクセスのみで公的人物であると認めてしまえば、どのメディアも私人に対するセンセーショナルな中傷記事を掲載するだけで、その私人に公的人物としての地位を与えることができってしまう。したがって、当該名誉毀損表現に効果的に対抗するのに原告が十分なメディアアクセスを得たという実質的な証拠を記録に見出すことはできないため、非自発的公的人物に該当しないと判断が下されている⁵⁵⁾。

以上のような、「自発性」を除外するアプローチに関しては、自発的公的人物と非自発的公的人物の境界を明確にするという観点からは評価できるが、「特定の公的論争に自発的に最前線に立つ者は公衆の厳密な審査を受けるリスクと向き合わなければならない」という、限定的公的人物に現実的悪意の立証を求める本来の論拠からは外れてしまうことになり、非自発的公的人物の名誉保護を一部犠牲にするほどの正当性が失われてしまうという問題が生じうる⁵⁶⁾。もっとも、そもそもリスクとの向き合いという個人の帰責性に依拠するのではなく、*New York Times Co. v. Sullivan* 判決で示された「公的論点に関する議論は、自由で、力強く、そして広く開かれているべきであり、また、政府と公職者に対する批判は、激しく、辛辣で、時には不快なほど鋭くてもよい」という現実的悪意の基準の本来の趣旨に依拠するのであれば、公的人物の判断で最も重要なのは公的論争に原告

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

が自発的に介入したのかどうかではなく、当該論争がどれだけ公的論争の議論として重要でありその論争とどの程度関係しているのかであることから、かかる問題点は解消される⁵⁷⁾。なお、そのような論拠のもとでは、「自発性」を除外するアプローチと前述の Bay View Packing Co. 判決ひいては公人の関係者のアプローチとの間にはほとんど差異がないということになる。もっとも、表現の価値判断に比重を置くこのような考え方については、その判断が困難であり裁判官の負担が大きいことなどを理由に Gertz 判決で事実上否定された「公的関心事」のアプローチと類似した内容になるため、同アプローチと同様の問題が生じることには留意しなければならない⁵⁸⁾。しかし、このような問題は、「特定の論争への個人の参加の性質と程度」の判断を中心に位置づけることによってある程度回避することは可能であろう⁵⁹⁾。

IV 非自発的公的人物とインターネット

以上のように、非自発的公的人物の判断方法に関しては、公人の関係者として反射的に公的人物として扱うもの、限定的公的人物の判断要素に基づき判断するが、「自発性」については公的論争での注目や批判を受けるリスクを自発的に引き受けたかによって判断するもの、「自発性」は除外して判断するものなどさまざまに示されている。しかしながら、これらの判断方法は、国民の表現の自由や知る権利の観点から当該公的論争がどの程度重要であり、その論争において原告が注目や批判を受けるほどに関係性を有しているのかを核としている点ではほぼ共通している。

それゆえ、これらの共通の判断要素がインターネット上の名誉毀損の表現の場合にどのように関係してくるのかについて次に検討していきたいところ、考えられる問題としては、インターネット上でいかなる行為が当該公的論争での聴衆やメディアからの注目を引き起こしたと判断されるのか、そして、その判断が新聞や

テレビといった従来のメディアを通じた行為に対する判断との差異があるのかといった問題が挙げられる。したがって、これらの問題を意識しつつ、インターネット上の非自発的公的人物に関する裁判例をみていきたい。

インターネット利用者がインターネットの利用をもって非自発的公的人物に該当するのにかにつき言及した裁判例は現状ではほとんど存在せず、2019年の Baines v Daily News, L.P. 事件の州最高裁判決がほぼ唯一の裁判例である。同事件では、インターネット上でモデルの募集をおこなっていた原告が応募してきた女性を自身のアパートに誘い込んで乱暴したとの記事が名誉毀損等に該当するの争われた⁶⁰⁾。マリン裁判官による法廷意見では、原告はウェブサイトを利用して自分の身元を隠したまま弱い立場の女性を探した以外には何の注目も集めようとせず、自分の存在を誰にも知られないことを明らかに望んでいたのであって、記者とのインタビューを通じてレイプ告発を意図的に公開しようとした先例とは異なるとして、公的論争への自発的な関与が否定されている⁶¹⁾。そして、原告が非自発的公的人物に該当するか否かについても、前述の Wolston 判決が引用され、犯罪行為に関与しただけで自動的に公的人物にはならないとして、原告は公的人物ではなかったとの判断が下されている⁶²⁾。同判決は、Wells 判決も引用していることから、おそらくは「リスクの自発的引受け」のアプローチで公的人物であるかを判断しており、したがって、単にインターネットを利用した、特に匿名で利用した程度では当該論争において注目あるいは批判されるリスクを引き受けていたと思われるような行為に自発的に及んだとはいえないとの考えを示したものと評価できる。ほかに、限定的公的人物の自発性や非自発的公的人物に言及しているわけではないが、インターネット利用者が限定的公的人物に該当するか否かを検討した裁判例として、2013年の Gibson v. Fleming 事件の州控訴裁判決も参考になる。同事件では、ウェブサイト上で「消費者の監視役 (consumer

watchdog)」、「成功した公的人物 (successful public figure)」などと自称していた投資銀行家に対する、詐欺行為や組織犯罪に関与しているとのブログ等での記述が名誉毀損などに該当するか争われた⁶³⁾。ギルバート裁判官による法廷意見では、原告が限定的公的人物に該当する可能性が示唆されつつも、被告の言及はほとんど理解できない意味不明なもので、被告がブログ等で記事を公開し、ほかのウェブサイトにもリンクさせるまではまったく論争がなかったとして、当該記述が憲法上保護される言論には該当しないと判断されており、Baines判決と同様に、単なるインターネット利用のみでは足りず、公的論争の存在や論争への実質的な関与等が必要であるとの立場が示されている⁶⁴⁾。

一方で、インターネットの利用をもって、限定的公的人物に該当すると判断した裁判例としては、2002年のTipton v. Warshavsky事件の州控訴裁判決が挙げられる。同事件では、ウェブサイト上で男女の性行為を巡る出来事を生中継して閲覧料を徴収しようとした原告とホスト契約していた被告企業がその中継が「ヤラセ」であることを主張して同契約を解除したことから、契約違反や名誉毀損の有無などが争われた⁶⁵⁾。ネルソン裁判官による法廷意見は、「メディア市場のオーナーは、公に知られていなくても限定的な公的人物とみなす」と判断した先例を引用しながら、原告はウェブサイト上において注目とコメントを集めることで自発的に公共の生活に関与していることから限定的公的人物であるとの考えを述べている⁶⁶⁾。Tipton事件判決では、①インターネットを商業的に利用したことで公的論争の関与が認められていること、②インターネットとそのほかのメディアの間で扱いに差異はみられないことが示唆されているが、これらの態度は2014年のAlcor Life Extension Found. v. Johnson事件の州最高裁判決でもみられる。同事件では、将来の医療技術の助けを借りて後に生命を回復させることを目的として、臨床的に死亡した人体や切り離された頭部や脳を凍結させ低温に保つ行為に従事し

ていた非営利団体である原告について説明した著書において虚偽の記述等があったために、名誉毀損責任の有無等が争われた⁶⁷⁾。シャウツド裁判官による法廷意見では、原告は当該凍結行為の最先端の提供者として公の場でアピールしてきており、同行為に関するニュース記事も数多く掲載され、原告もその代表者もウェブサイトや雑誌の発行、放送メディアへの出演等を通じて、その活動を促進、宣伝してきたとして、限定的公的人物には該当するとの判断が下されている⁶⁸⁾。公共の領域に踏み込むことに消極的であったとの原告の主張に対しても、原告はウェブサイトを維持し、雑誌を発行し、報道機関にインタビューを行い、撮影クルーを施設に招き、原告とその活動に対する一般の認識を形成するために広報活動をおこない、政府に働きかけ、一般にサービスを提供しているとして否定されている⁶⁹⁾。したがって、以上の判決が自発的公的人物、非自発的公的人物のどちらで判断したかは不明であるが、インターネット利用者が非自発的公的人物に該当するか否かについて、裁判所は①②の立場を軸として判断していくことも予想される。

公的論争について何らかの意見を発信するなど直接関与していないが、当該論争に係る立場やリスクを引き受けていた人物が非自発的公的人物に該当しうるところ、インターネットを匿名で利用した程度の人物を含めず、インターネットを商業的に利用した人物を含めるといったように、非自発的公的人物ひいては限定的公的人物に該当するインターネット使用を限定しようとする裁判所の態度は適切といえる⁷⁰⁾。単にインターネット上で自己の情報等を提示してただけで、リスク等を引き受けていたと認定されて、被告の現実的悪意の立証を求められてしまうのは、事実上、表現内容が公的討論に不可欠であるか否かという、判断が困難な事項のみに依拠して現実的悪意の立証の要否を裁判官に決定させることになるし、原告の人格権の保護にも欠け、公的空間における表現手段として大きな価値を有するインターネッ

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

トの利用を萎縮させる結果にもつながってしまう⁷¹⁾。また、インターネット上での活動は、google等の検索エンジンや閲覧者等による拡散によって意図せず容易に公衆の注目を集めてしまうし、長期間かつ広範囲にわたることからも、原告の事情に基づく一定程度の限定が必要である⁷²⁾。表現の自由と人格権との適切なバランスを確保するためにも、公的論争と関連して利益を享受していたインターネット利用者に限定すべきであろう。一方で、上述の裁判例では、インターネットの利用と従来のマス・メディアとの利用について差異が設けられていないが、この点についてはより詳細な判断が必要である。すなわち、インターネットの中でもTwitterやブログなど主に意見発信の手段として利用されているものと電子メールやFacebookなど友人にのみ閲覧を可能にしているものでは、公衆の注目度や利益の享受などにつき大いに差があるし、従来のマス・メディアを利用した場合との比較も変わってくる⁷³⁾。1日にほんの一握りのアクセス数しか有していないウェブサイトの所有者と数千数万のアクセス数を有しているウェブサイトの所有者との間でも同様である。ただ、一般的には従来のマス・メディアを利用した場合と同程度の注目等を集めるケースは少ないと思われることから、インターネット利用については従来のマス・メディアよりも公的論争への関わりにつき若干割引く必要があるのではないかと考える。

V おわりに

本稿では、名誉毀損訴訟において被告の現実的悪意の立証が求められる非自発的公的人物の要件、およびインターネット利用者がその要件のもとで非自発的公的人物として扱われる可能性につき、アメリカ合衆国の裁判例等を通じて検討した。

非自発的公的人物に関して、連邦裁判所では同人物に言及されるケースもあれば言及されないケースもあり、また、言及されたケースにお

いても、①公人の親族等の関係者であるか否かで判断するアプローチ、限定的公的人物の判断要素に基づき判断するが、②「自発性」については当該論争において注目あるいは批判されるリスクを引き受けていたと思われるような行為に自発的に及んだといえるかどうかで判断するアプローチ、③「自発性」は除外してそのほかの判断要素のみで判断するアプローチなどさまざまな判断方法が示されており、いまだ混乱した状況にある。しかし、国民の表現の自由や知る権利の観点から当該公的論争がどの程度重要であり、その論争において原告が注目や批判を受けるほどに関係性を有しているのかを判断の核としている点ではほぼ共通している。

そして、インターネット利用者が非自発的公的人物に該当するかに関しては、①単にインターネットを利用していただけではリスクを引き受けていたなどは認定されず、インターネットを商業的に利用したことで公的論争との関係性が認められていること、②インターネットとそのほかのメディアの間で扱いに差異はみられないことが裁判例では示唆されている。表現の自由と人格権との適切なバランスの観点からは、公的論争と関連して利益を享受していたインターネット利用者に限定すべきとするアプローチは適切といえる。ただ、一般的にはインターネット利用者が従来のマス・メディアを利用した場合と同程度の注目等を集めるケースは少ないと思われることから、インターネット利用については従来のマス・メディアよりも公的論争への関わりにつき若干割引く必要があるといえる。

以上の議論はわが国の名誉毀損訴訟においても少なからず当てはまる。わが国では、表現内容が「公共の利害に関する事実」に該当するか否かなどに基づき名誉毀損の法的責任の有無が判断されており、原告の地位に基づき判断されるアメリカ合衆国の議論が直接当てはまるわけではないが、「公共の利害に関する事実」に関係するかの判断にあたって原告の地位も判断要素の1つであることから、原告が公人に該当する

かで人格権や表現の自由の保障の程度に変化が生じうる。ゆえに、インターネットの軽度の利用者が世間に注目を浴びたことにより公人として扱われてしまうことで、被告の人格権を十分に保障しえない結果につながってしまう。よって、わが国でも当該名誉毀損の表現に関わる事項につき利益を享受していたなどある程度の関係性を有していた場合に限り原告を公人として扱い、「公共の利害に関する事実」として刑法230条の2や「相当の理由」基準を適用すべきであろう。また、わが国の名誉毀損訴訟でも、たとえばラーメンFC事件の最高裁判決は、インターネットと従来のマス・メディアとの間で差異はないとして、従来の判断基準をインターネット上の名誉毀損の表現に対して適用しているが、同判決は被告側のインターネット利用につき言及したものであることから、原告側のインターネット利用については従来とは異なる扱いが今後なされる可能性は残されていると思われる⁷⁴⁾。

なお、インターネット上の名誉毀損表現に関しては、インターネット利用者が非自発的公的人物に該当するかという問題だけでなく、利用者が全面的公的人物や自発的公的人物に該当するかという問題も生じうるし、インターネット上の議論が公的論争や公共の利害に関する事実に関与するかという問題やラーメンFC事件のように被告がインターネット利用者である場合に従来の判断と差異が生じるのかという問題なども生じうる。したがって、インターネット上の名誉毀損表現に関して人格権と表現の自由とのバランスの観点からいかなる判断がなされるべきかについては、これらの問題も明らかにしていかなければならない。

注

- 1) 最判昭56年4月16日刑集第35巻3号84ページ。
- 2) 板倉陽一郎「インターネット上における『意図せぬ公人化』を巡る問題」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 Vol.2006 No.34 12ページ。
- 3) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254

(1964); *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323 (1974).ただし、後述するが、裁判所が非自発的公的人物を全面的公的人物や限定的公的人物とは独立したカテゴリーとして扱っているのか、全面的公的人物あるいは限定的公的人物の一部として扱っているのかについてはバラツキがみられる。

- 4) Jeff Kosseff, *PRIVATE OR PUBLIC? ELIMINATING THE GERTZ DEFAMATION TEST*, 2011 U. Ill. J.L. Tech. & Pol'y 249, 270-272 (2011).
- 5) 418 U.S. at 325-327.
- 6) *Id.* at 344-345.
- 7) *Id.* at 345.
- 8) *Id.* at 351-352.
- 9) ほかにも、1976年の *Time, Inc. v. Firestone* 事件判決のブレナン裁判官らの反対意見において、「Gertz判決は『非自発的公的人物のカテゴリー』を『公的行為に関与した、または影響を受けた個人』とほぼ同等であると結論づけている」という論文が脚注で引用されている。*Time, Inc. v. Firestone*, 424 U.S. 448 at 476 n.4. See David A. Anderson, *Libel and Press Self-Censorship*, 53 *Tex. L. Rev.* 422, 450-451 (1975).
- 10) *Wolston v. Reader's Digest Ass'n* 443 U.S. 157, 159-163 (1979).
- 11) *Id.* at 164-166.
- 12) *Id.* at 165-166.
- 13) *Id.* at 166-168.

もっとも、ジョセフ・キングは、同判決について、非自発的公的人物を否定するとは述べられていないことから、非自発的公人物を完全に否定するのではなく、公的論争に身を投じていないという単なる事実以外に、原告が公的人物ではないと判断する根拠があったと考えられ、原告の中心的な役割が不可欠であることが示唆された判決であると評価する。*Joseph H. King, Jr., Deus ex Machina and the Unfulfilled Promise of New York Times v. Sullivan: Applying the Times for All Seasons*, 95 *Ky. L.J.* 649, 666-667 (2006-2007).また、非自発的公的人物につき言及しない一連の判決に対し、自発性が公的人物の地位を得るための主要なルートにすぎないことを示しているだけであるとの評価もなされている。*Aureliano Sanchez-Arango, THE INVOLUNTARY LIMITED PURPOSE PUBLIC FIGURE: WHY THE FOURTH CIRCUIT GOT IT WRONG IN WELLS V. LIDDY*, 9 *Geo. Mason L. Rev.* 211, 221 (2000).それゆえ、本稿でも非自発的公的人物の概念が存在しうることを前提に検討している。

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

ただし、吉野夏己によると、非自発的公的人物は①人格権と表現の自由の適切な調整が図れない「公的関心事」テストを復活させること、②メディアへのアクセス手段を有していないし、公的批判を招くリスクも引き受けていないこと、③報道価値ある事件の中心人物が該当するならばGertz判決の「極めて稀」という評価に矛盾してしまうこと、④概念が不明瞭で人格権と表現の自由の適切な調整弁とはなりえないことから、多くの学説は否定的であるという。吉野夏己「アメリカ合衆国の民事名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の概念と表現の自由」岡山大学法学会編『法学と政治学の新たな展開 岡山大学創立60周年記念論文集』53ページ（有斐閣、2010年）。

14) もっとも、後述のWells v. Liddy事件判決など、非自発的公的人物を限定的公的人物とは異なるカテゴリーとして位置づける裁判例もわずかながら存在している。

なお、学説では裁判例での「公人」のカテゴリーにつきさまざまに分析されており、ローレンス・トライブは、「公人」に関し3つのカテゴリーがあると結論づけ、「①「地域社会での一般的な名声と悪評」を持つ者、②「公共の論争に自発的に身を投じた者」、③「非自発的な公人」つまりは「公人の行動に関与したり、直接影響を受けたりする者」であると分析している。そして、③のカテゴリーについて、わいせつ文書を配布したとして警察に逮捕された雑誌販売者を例に挙げている。Laurence Tribe, *American Constitutional Law* 880 (2nd ed. 1988)。マテュー・ラファマンは、全面的公的人物や自発的公的人物からは独立したカテゴリーとして扱う下級審判決と全面的公的人物や自発的公的人物の一部のカテゴリーとして扱う下級審判決に分かれていると指摘するが、前述のDameron判決など前者に該当するとして挙げられた裁判例では非自発的な「限定的公的人物」として検討されていることから、ラファマンの分類がどこまで正確であるのか不明である。Matthew Lafferman, *DO FACEBOOK AND TWITTER MAKE YOU A PUBLIC FIGURE?: HOW TO APPLY THE GERTZ PUBLIC FIGURE DOCTRINE TO SOCIAL MEDIA*, 29 Santa Clara Computer & High Tech. L.J. 199, 220-222 (2012-2013)。また、ワット・ホプキンスは、非自発的公的人物が全面的公的人物と限定的公的人物のそれぞれで位置づけられていると述べており、前者に該当するケースとして後述のCarson v. Allied News Co.事件連邦地裁判決などを挙げているが、同判決では全面的公的人物の妻につき「一時的に」公的人物になりうると考えが示され全面的公的人物とし

て扱われているのか疑問であり、ホプキンスの分析もどこまで正確であるのか不明である。W. Wat Hopkins, *THE INVOLUNTARY PUBLIC FIGURE: NOT SO DEAD AFTER ALL*, 21 Cardozo Arts & Ent LJ 1, 27-29 (2003)。

そもそも全面的公的人物に関しては公的論争や自発性の有無を問題にしないことや後述のように非自発的公的人物は限定的公的人物の判断方法に類似していることから、ホプキンスも指摘しているように、一般的には限定的公的人物の1つのカテゴリーとして位置づけられているとみるべきであろう。*Id.*

15) *Dameron v. Washington Magazine, Inc.*, 779 F. 2d 736, 737-739 (D.C. Cir. 1985).

16) *Id.* at 741.

See *Waldbaum v. Fairchild Publications, Inc.*, 627 F. 2d 1287, 1296-1298 (D.C. Cir. 1980).

17) *Id.* at 741-743.

なお、原告が公職者に該当するとの主張に対し、法廷意見は非自発的公的人物に該当することを理由に検討する必要はないと述べている。*Id.* at 743.

18) *Atlanta Journal-Constitution v. Jewel*, 251 Ga. App. 808, 808 (2001).

19) *Id.* at 817-819.

20) *Id.* at 820-821.

21) *Bay View Packing Co. v. Taff*, 543 N.W. 2d 522, 525-528 (Wis. App. 1995).

22) *Id.* at 531-534.

なお、ナット・スターンは、Dameron判決とTaff判決の共通点として、原告が巻き込まれた論争は、公共政策の抽象的な問題ではなく、公衆の健康と安全に対する具体的かつ深刻な脅威に関係していること、論争に即座に火をつけた予期せぬ状況があり、原告は自身の関与を具体的に考えられなかったこと、ただし、中傷的なコメントと原告の職業的活動の性質との間には関連性があることを指摘する。*Nat Stern, UNRESOLVED ANTITHESES OF THE LIMITED PUBLIC FIGURE DOCTRINE*, 33 Hous. L. Rev. 1027, 1099-1100 (1996)。これらの特徴は、後述の裁判例における特徴とも共通している。

23) この点については、1984年のMarcone v. Penthouse International Magazine for Men事件連邦控訴裁判決の脚注でも言及されている。*Marcone v. Penthouse International Magazine for Men*, 754 F. 2d 1072, 1084 n. 9 (3d Cir. 1984).

24) *Carson v. Allied News Co.*, 529 F. 2d 206, 208 (7th Cir. 1976).

25) *Id.* at 209-210.

ただし、同判決では「自動的に(automatically)」との言葉は用いられているが、「非自発的(invuntary)」との言葉は用いられていないため、非自発的公的人物を扱った裁判例と素直には評価できないところがある。

- 26) Zupnik v. Associated Press, Inc., 31 F. Supp. 2d 70, 71 (D. Conn. 1998).
 27) *Id.* at 72-73.
 28) Lewis v. NewsChannel 5 Network, L.P., 238 S.W. 3d 270, 275-282 (Tenn. App. 2006).
 29) Rosenbloom v. Metromedia, 403 U.S. 29, 57-62 (Black, J., Concurring) (1971).

ただし、Rosenbloom判決は現実的悪意の法理を公職者に限らず公的関心事にも適用すると判断したものであり、公的人物特に非自発的公的人物について言及した判決ではない。

- 30) 238 S.W. 3d at 298-300.
 31) ほかに、1977年のMeeropol v. Louis Nizer, Doubleday & Co.事件の連邦控訴裁判決では、米国の国防情報をソ連に伝えようとしたために処刑された両親の息子たちにつき、両親の処刑に関する大規模な公的討論の過程において脚光を浴びたことで公的人物になったと判断されている。もっとも、同判決ではGertz判決の全面的公的人物に関する言及が引用されており、同判決が全面的公的人物であると判断したのか、非自発的公的人物であると判断したのかは不明瞭である。Meeropol v. Louis Nizer, Doubleday & Co., 560 F. 2d 1061 (2nd Cir. 1977).

また、1980年のBrewer v. Memphis Pub. Co.事件の連邦控訴裁判決では、エルビス・プレスリーの恋人でエンターテイナーであった女性につき、「公的な問題の解決において特別な重要性を持つ」ことよりも「注目とコメントを招く」ことで公人であるかが重要であり、パブリシティを求めたり、露出の増加や評判の低下のリスクを必然的に伴う活動に自発的に従事したりする原告の行動に焦点を当てることで、少なくともある時期にある記事の目的において公的人物であったと判断されており、どちらかといえば次節の判断方法に近い。Brewer v. Memphis Pub. Co., 626 F. 2d 1238 (5th Cir. 1980).同様に、1990年のClyburn v. News World Communications事件の連邦控訴裁判決でも、連邦政府と多くのコンサルティング契約を締結し、政府高官女性と交流があった人物について、政府高官と公的人物にならずに交流を持つことは可能であるが、あまりつながりがない人には気づけない個人的な悲劇が公的な論争の中心になるリスクは負っていると、純粹に私人としての保護を主張することはできないとの判断が下されており、次節の判断

方法が用いられている。Clyburn v. News World Communications, 903 F. 2d 29 (D.C. Cir. 1990).

- 32) Wells v. Liddy, 186 F. 3d 505, 512-518 (4th Cir. 1999).
 33) *Id.* at 536-537.
 34) *Id.* at 539-540.
 35) *Id.* at 540.
 36) *Id.*
 37) *Id.* at 541.

2003年のWilson v. Daily Gazette Co.事件の州最高裁判決でもWells判決とほぼ同様の判断基準が用いられており、同基準のもと、原告が当該論争において以前から中心人物であったことを示唆する証拠は存在しないとして、原告は非自発的公的人物には該当しないと判断が下されている。Wilson v. Daily Gazette Co., 214 W. Va. 208 (2003).

- 38) Dombey v. Phoenix Newspapers, 150 Ariz. 476, 477-479 (1986).
 39) *Id.* at 483.
 40) *Id.* at 484-485.
 41) Sanchez-Arango, *supra* note 13, at 230.
 42) 754 F. 2d at 1075-1077.
 43) *Id.* at 1083-1084.
 44) *Id.* at 1085-1086.
 45) Schultz v. Reader's Digest Ass'n, 468 F. Supp. 551, 553-554 (E.D. Mich. 1979).
 46) *Id.* at 559-560.
 47) Susan M. Gilles, *FROM BASEBALL PARKS TO THE PUBLIC ARENA: ASSUMPTION OF THE RISK IN TORT LAW AND CONSTITUTIONAL LIBEL LAW*, 75 Temp. L. Rev. 231, 248-266 (2002).

- 48) なお、吉野夏己は、非自発的公的人物の自発性につきジレスの見解に基づいて判断する場合、カテゴリカルにおこなうならば、「犯罪捜査を誘引する活動に携わること、公共安全に関係する仕事を引き受けること、訴訟を提起することなど、表現の価値を根拠に類型化するしかなく、連邦最高裁が避けようとしている、表現の価値判断のテストを復活させることになる」と評価している。吉野・前掲注13) 59ページ。かかる問題はそもそも非自発的公的人物の問題というより「公的論争」と「特定の論争への個人の参加の性質と程度」を判断要素とする限定的公的人物全体に関わる問題として捉えるべきであるが、後述のアプローチと同様、後者の判断を中心に位置づけることによってある程度回避することは可能と考える。実際に、自発的公的人物の判断においては、そのような態度が裁判所でみられる。岡根好彦「アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における『公的論争』と

Mar. 2022 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の要件とインターネットの利用

『公的関心事』の比較：同国の裁判例を参考として]阪南論集社会科学編第56巻1号21ページ以下を参照。

- 49) *Wiegel v. Capital Times Co.*, 145 Wis. 2d 71, 72-76 (App. Ct. 1988).
- 50) *Id.* at 84-85.
- 51) *Id.* at 85-87.
- 52) *Id.* at 88-90.
- 53) *Khawar v. Globe International, Inc.*, 79 Cal. Rptr. 2d 178, 259-262 (1998).
- 54) *Id.* at 265.
- 55) *Id.* at 265-266.
- 56) *King*, *supra* note 13, at 672.
- 57) 376 U.S. 254, at 270.

ジェフェリー・ウスマンも、*Sullivan* 判決の根拠に基づき、①公職者の公式の行動や業務能力、②公的関心事 (a matter of public concern) に関する公的人物の行動、③公的関心事そのものについて密接に関係している私人であれば非自発的公的人物と扱うべきとして、同様の見解を示している。*Jeffrey Omar Usman, Finding the Lost Involuntary Public Figure*, 2014 Utah L. Rev. 951, 1007-1011 (2014). サンチェス・アランゴも、*Waldbaum* 判決と *Dameron* 判決を参考に、同様の内容を判断要素として挙げている。*Sanchez-Arango*, *supra* note 13, at 232-234.

- 58) *Dameron* 判決への評価であるが、同様の指摘として、see *David L. Wallis, The Revival of Involuntary Limited-Purpose Public Figures-Dameron v. Washington Magazine, Inc.*, 1987 BYU L. Rev. 313, 320-321 (1987).

実際に、裁判所では、公的論争を見つけようとすることで、自発性を考慮できなくなるような状況が生まれているとの指摘もなされている。*Christopher Russell Smith, Dragged into the Vortex: Reclaiming Private Plaintiffs' Interests in Limited Purpose Public Figure Doctrine*, 89 Iowa L. Rev. 1419, 1440 (2004).

- 59) *Hopkins*, *supra* note 14, at 47-48 (2003).
松井茂記も「公的人物」の射程は結局のところ「特定の論争への個人の参加の性質と程度」にかかっていると、同要素が核であることを示唆している。松井茂記『表現の自由と名誉毀損』127ページ (有斐閣, 2013年)。

なお、ホプキンスは、かかる判断にあたって、原告が何らかの行動をとることで批判を受けるリスクが高まったかどうか、およびメディアを継続的に利用していたかどうかが鍵になると主張している。*Id.* at 48-49.

- 60) *Baines v Daily News, L.P.*, 65 Misc. 3d 815, 816, 818 (N.Y. 2019).

- 61) *Id.* at 818-819. See *McKee v Cosby*, 874 F. 3d 54 (1st Cir 2017).

- 62) *Id.* at 820-821.

- 63) *Gibson v. Fleming*, No. B245356, 2013 WL 3947210, at *1-*4 (Cal. App. 2nd. July 30, 2013).

なお、同事件の事実審では、原告が公人であるかについて、そのことを認めたと主張しているという事実だけに単純に頼ることはできない。このような自己顕示欲を刺激するような発言は多くのFacebookページで見られるが、Facebook利用者を公的人物にするものではないとして、より明確な態度が示されている。*Id.* at *3-*4.

- 64) *Id.* at *5-*7.

- 65) *Tipton v. Warshavsky*, 32 Fed. Appx. 293, 294-295 (9th Cir. 2002).

- 66) *Id.* at 295. See *Stolz v. KSFM 102 FM*, 35 Cal. Rptr. 2d 740, 746 (App. 1994).

なお、*Stolz* 事件ではラジオ放送局とそのオーナーが公的人物に該当するか争われ、同判決では新聞社が公的な出来事の議論を促進する役割を担っていることを理由に公的人物に該当すると判断した先例を引用してかかる考えが述べられている。See *Live Oak Publishing Co. v. Cohagan*, 234 Cal. App. 3d 1277 (1991). したがって、*Tipton* 判決は、インターネットが公的な議論を促進する機能を備えているとの認識を少なからず有していたと考えられる。ただし、インターネットの表現媒体としての危険性についてまだ注目されていなかった時期の判決であるということが注意が必要であろう。

- 67) *Alcor Life Extension Found. v. Johnson*, 113938/2009, 2014 N.Y. Misc. LEXIS 2238, at **1-**10 (May 1, 2014).

- 68) *Id.* at **19-**21.

- 69) *Id.* at **22-**23.

- 70) ただし、「匿名だから」という理由のみで公的人物の地位を否定することには問題がある。匿名であっても公衆に影響を与えられるのがインターネットの特徴であるし、かかる基準を認めてしまえば、公的地位にある人物が実名で誹謗中傷をおこなった場合には現実的悪意の立証が求められるのに、匿名で誹謗中傷をおこなえば現実的悪意の立証の負担を回避できることになってしまい、裁判所は異なる判断基準に直面することになる。William M. Krogh, *THE ANONYMOUS PUBLIC FIGURE: INFLUENCE WITHOUT NOTORIETY AND THE DEFAMATION PLAINTIFF*, 15 Geo. Mason L. Rev. 839, 852 (2008).

- 71) *Kosseff*, *supra* note 4, at 272; *Nathaniel Gleicher*,

John Doe Subpoenas: Toward a Consistent Legal Standard, 118 Yale L.J. 320, 335 (2008).

- 72) Thomas E. Kadri and Kate Klonick, *FACEBOOK V. SULLIVAN: PUBLIC FIGURES AND NEWSWORTHINESS IN ONLINE SPEECH*, 93 S. Cal. L. Rev. 37, 78-79, 81-84 (2019); Gleicher, *supra* note 71, at 335.

さらに、限定的公的人物については反論するための機会としてのメディアへのアクセスも要件であるが、インターネットやソーシャルメディアの利用者は、メディアへのアクセスにおいて互いに固有の優位性を持っていないし、仮にアクセスを有していたとしても、情報が拡散されるインターネット上においては、最初に有害な情報を受け取った閲覧者にウェブサイト等での投稿が届くという保証はほとんどなく、インター

ネット利用者に対しては同要件も適切に機能しない。Lafferman, *supra* note 14, at 227-228; Ann E. O'Connor, *Access to Media All A-Twitter: Revisiting Gertz and the Access to Media Test in the Age of Social Networking*, 63 Fed. Comm. L.J. 507, 530-531 (2011). それゆえ、ラファマンは、原告がほかの利用者よりもメディアにアクセスしていたという明確かつ説得力のある証拠を被告が提示できる場合にのみ原告を非自発的公人とみなすべきと主張する。*Id.* at 232-233.

- 73) Anthony Ciolli, *BLOGGERS AS PUBLIC FIGURES*, 16 B.U. Pub. Int. L.J. 255, 271-272 (2007).
- 74) 最決平成22年3月15日刑集64巻2号1ページ。

(2021年11月19日掲載決定)